

## 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

節	主な記載内容
第1節 音更町防災会議	○防災会議の位置づけと組織の構成、条例に基づく運営及び所掌事務について記載。
第2節 音更町災害対策本部	○基本法及び音更町災害対策本部条例に基づく災害対策本部の組織、設置基準、廃止の時期及び通知、各対策部及び各班の所掌事務、配備体制等について記載。
第3節 住民組織等への協力要請	○基本法第7条の趣旨に基づき、災害応急対策等を円滑かつ迅速に行うため、町長より応援協力を要請する住民組織等について記載。

## 第1節 音更町防災会議

町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条の規定に基づき音更町防災会議を設置する。その組織構成及び運営等は、次のとおりとする。

### 1 防災会議の組織

防災会議は、音更町防災会議規則第2条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行う。

### 2 防災会議の構成

別表のとおり。

### 3 防災会議の運営

音更町防災会議規則の定めるところによる。

### 4 防災会議の所掌事務

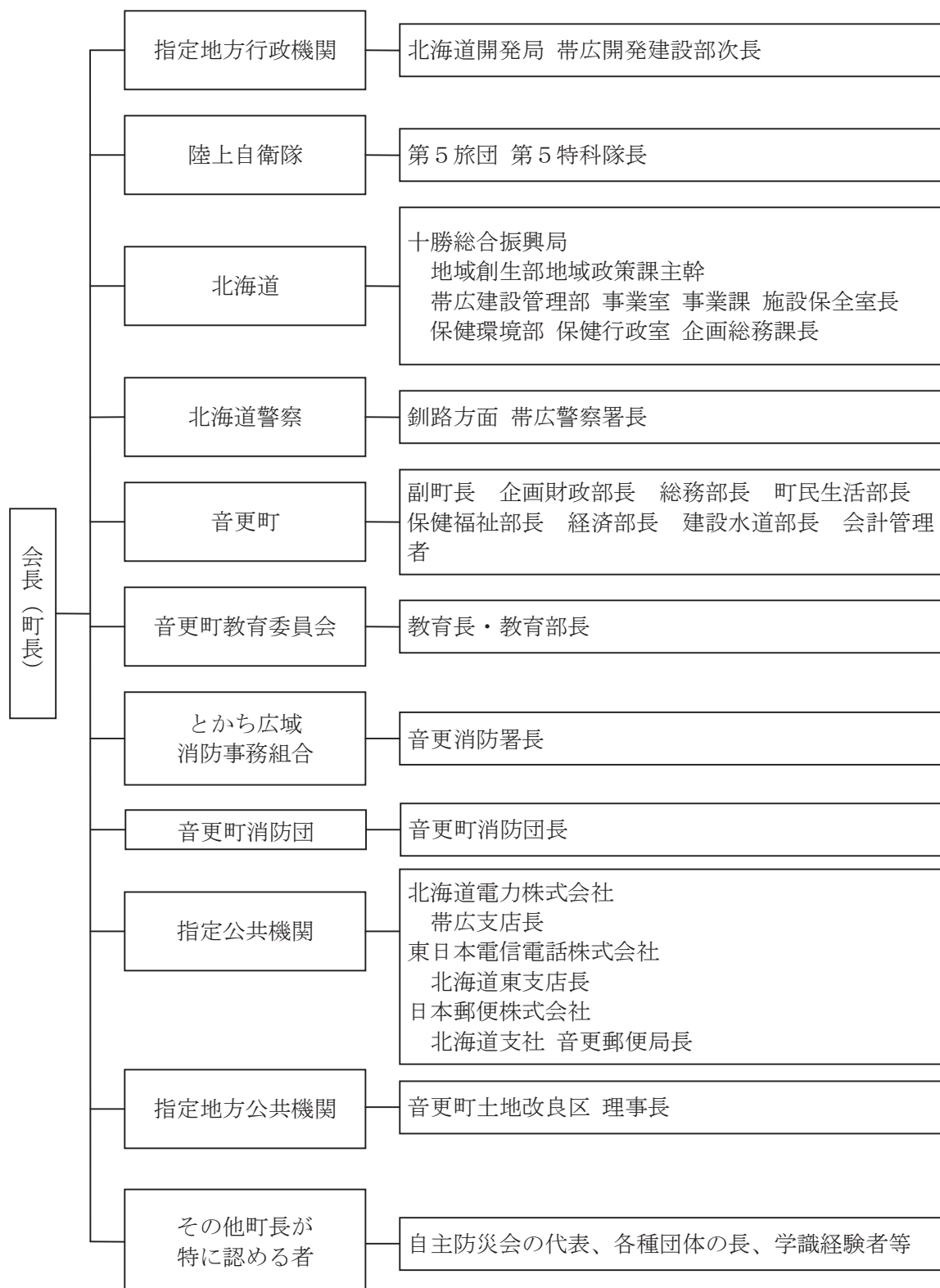
音更町附属機関設置条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 音更町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防計画を調査審議すること。
- (4) その他法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務。

※資料編1-1：音更町附属機関設置条例

※資料編1-2：音更町防災会議規則

(別表) 音更町防災会議の構成



## 第2節 音更町災害対策本部

町長は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要があると認めるときは、基本法及び音更町災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に基づき、次により災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

※資料編1-3：音更町災害対策本部条例

### 1 災害対策本部の組織

災害対策本部組織図は、別表1のとおりとする。

※資料編4-1：音更町災害対策本部組織図

### 2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び通知

基本法第23条の2に規定する災害対策本部は、次の基準により町長が必要と認めたとときに、これを設置し、又は廃止するものとする。

#### (1) 設置の基準

ア 災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。

イ 具体的に大規模な災害の発生が予想されるとき。

ウ 強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。

エ 震度5強以上の地震が発生したとき。

オ 気象、地象及び水象についての情報又は特別警報・警報を受け非常配備の必要があるとき。

#### (2) 廃止の時期

ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

#### (3) 設置及び廃止の通知

役場庁舎内、関係指定地方行政機関、道、関係指定公共機関、管轄警察署、消防機関、隣接市町及び町民に対して電話、広報車その他の方法で周知する。

#### (4) 災害対策本部の標識

本部を設置したときは、本部の標識を役場庁舎正面玄関に掲示するものとし、本部職員は腕章を着用し、車には車旗（別記）を掲げる。

※資料編7-1：災害対策本部標示板・標章及び標旗

#### (5) 町長の職務代理

災害発生時に町長との連絡が取れないような場合における災害対策本部設置等に関する町長の職務代理者の順位は次のとおりとする。

ア 町長との連絡が取れないような場合の職務代理者は副町長とする。

イ 副町長との連絡が取れないような場合の職務代理者は教育長とする。

### 3 災害対策本部の運営

本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び災害応急対策等、対応策を次のとおり実施するものとする。

(1) 本部会議

ア 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び総括部総務班長で構成し、本部長が必要と認めた場合に開催し、災害対策の基本的事項及び本部の職務遂行上の重要な事項を協議するものとする。

イ 本部会議は、本部長が招集するものとする。

ウ 本部長は、災害の規模及び態様により、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができるものとする。

エ 本部会議において協議する事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害情報、被災状況の分析及びそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(イ) 関係機関に対する要請及び指示に関すること。

(ウ) 他市町村に対する応援に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項に関すること。

(2) 本部連絡員

本部連絡員は、各班長をもって充て、本部との情報連絡及びその調整を図るものとする。

(3) 本部の庶務

本部の庶務は、総務部情報・防災課において処理する。

(4) その他

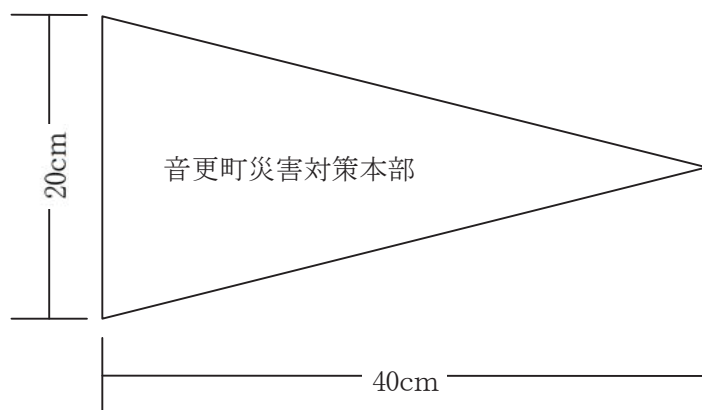
その他本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

4 災害対策本部の所掌事務

本部の各対策部及び各班の所掌事務は、別表2（資料編4-2）のとおりとする。

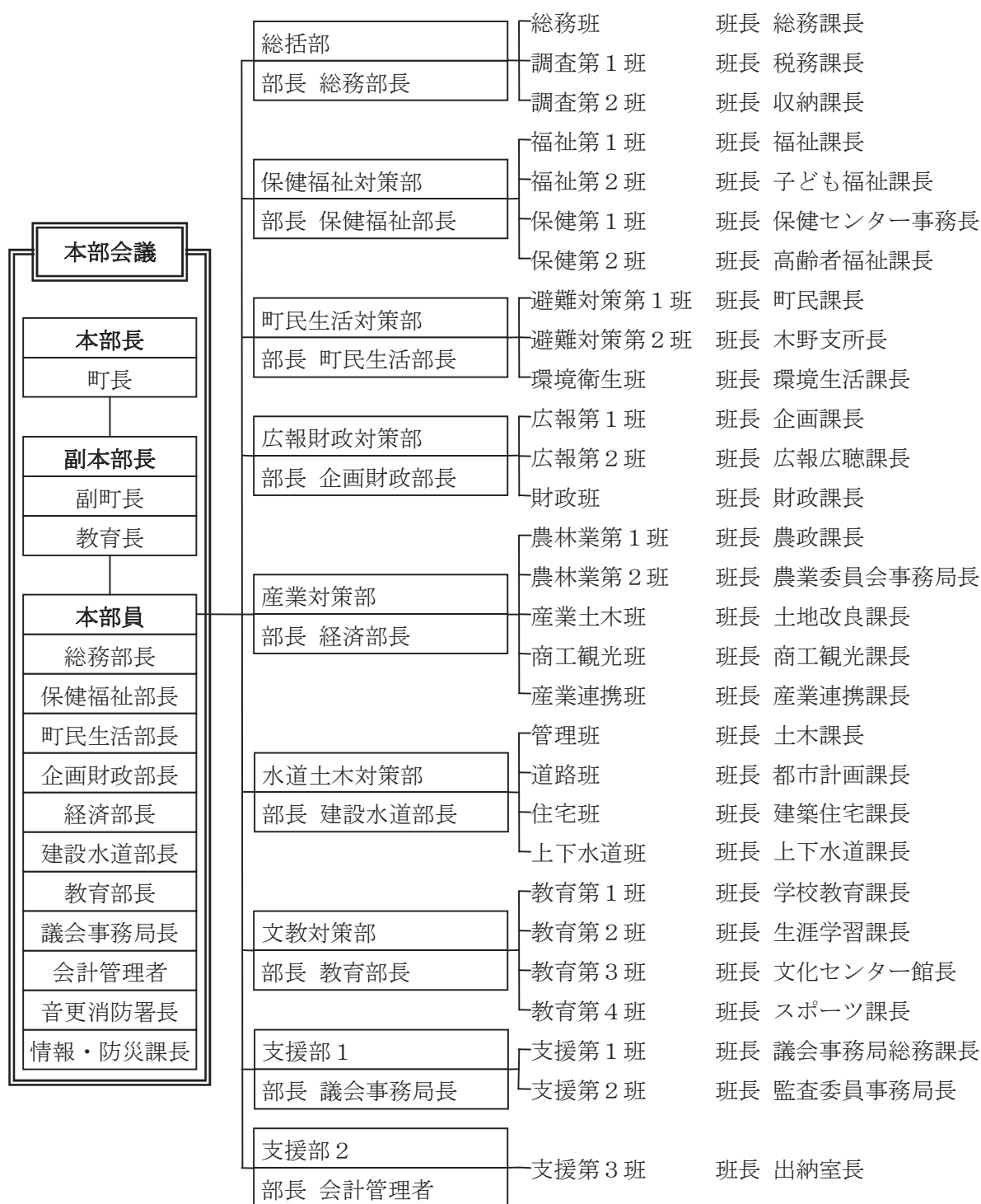
※資料編4-2：音更町災害対策本部業務分担

(別記) 車旗



※資料編7-1：災害対策本部標示板・標章及び標旗

(別表1) 災害対策本部組織図



※資料編4-1：音更町災害対策本部組織図

(別表2) 各対策部及び各班の所掌事務

部名	班名 (属する課)	所掌事務
総括部	総務班 (総務課) (情報・防災課) (選挙管理委員会事務局)	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 2 防災会議及び本部員会議に関する事 3 庁内非常配備体制に関する事 4 災害対策の業務計画作成に関する事 5 関係団体、住民組織等の出動要請に関する事 6 本部職員の非常招集に関する事 7 自衛隊の派遣要請に関する事 8 各地区との連絡情報に関する事 9 気象等の特別警報・警報・注意報及び気象情報等並びに災害情報等の収集、伝達、記録に関する事 10 災害状況の取りまとめ及び報告に関する事 11 災害日誌及び災害記録に関する事 12 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事 13 災害時における電力の確保に関する事 14 通信連絡機能の確保に関する事 15 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事 16 避難場所の開設及び管理に関する事 17 支援活動団体等の配備調整に関する事 18 他市町村等の応援要請に関する事 19 労務供給対策に関する事 20 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事 21 消防機関との連絡調整に関する事 22 災害応急物品等の手配及び調達に関する事 23 本部各班関連対策業務の連絡に関する事 24 その他各班に属しない事
	調査第1班 (税務課) 調査第2班 (収納課)	1 被災世帯、被災住家の被災状況の調査に関する事 2 罹災証明の発行に関する事 3 各班に属さない災害調査に関する事 4 その他特命事項に関する事

※資料編4-2：音更町災害対策本部業務分担

部名	班名 (属する課)	所掌事務
保健福祉対策部	福祉第1班 (福祉課) 福祉第2班 (子ども福祉課)	1 応急食料の供給計画作成及び炊き出しの実施に関する事 2 独居老人及び障がい者の被災調査及び安全確保に関する事 3 社会福祉施設の被災調査及び応急対策に関する事 4 応急生活援護物資の調達及び配布に関する事 5 日赤救助活動との連絡調整・受け入れに関する事 6 防災ボランティアとの連絡調整に関する事 7 義援金品の受付、保管及び分配に関する事 8 被災者に対する各種福祉資金に関する事 9 保育園児等の避難、誘導等の安全確保及び応急救護に関する事 10 保育施設、幼稚園、児童福祉施設の被災調査及び応急対策の実施に関する事 11 独居老人等、要配慮者の保護及び避難誘導に関する事 12 その他特命事項に関する事
	保健第1班 (保健センター) 保健第2班 (地域包括支援センター)	1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事 2 応急救護所の開設及び管理に関する事 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事 4 防疫班の編成及び実施に関する事 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 6 医療、助産計画の作成及び実施に関する事 7 被災者に対する応急医療、助産、心のケアに関する事 8 医療品及び衛生材料の確保に関する事 9 傷病者の収容手当その他応急医療に関する事 10 避難所の応急医療の支援に関する事 11 その他特命事項に関する事



部名	班名 (属する課)	所掌事務
町民生活対策部	避難対策第1班 (町民課) 避難対策第2班 (木野支所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の誘導に関する事。</li> <li>2 避難所の総括(開設、管理及び運営)及び連絡調整に関する事。</li> <li>3 町民生活部所管施設の被災調査及び災害対策に関する事。</li> <li>4 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	環境衛生班 (環境生活課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の環境衛生保持に関する事。</li> <li>2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事。</li> <li>3 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。</li> <li>4 防疫業務の支援に関する事。</li> <li>5 じん芥の収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等に関する事。</li> <li>6 災害時における交通事故防止対策に関する事。</li> <li>7 交通対策に伴う関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>9 遺体の収容及び安置に関する事。</li> <li>10 逸走犬等家庭動物の収容に関する事。</li> <li>11 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
広報財政対策部	広報第1班 (企画課) 広報第2班 (広報広聴課) 財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民に対する警報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び避難解除、災害情報等の周知、広報に関する事。</li> <li>2 災害報道記事、災害写真等の収集及び写真撮影に関する事。</li> <li>3 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事。</li> <li>4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 災害復旧と総合計画の調整に関する事。</li> <li>6 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事。</li> <li>7 災害に関する相談、苦情等の処理に関する事。</li> <li>8 住民組織との連絡及び協力に関する事。</li> <li>9 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の予算措置に関する事。</li> <li>2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事。</li> <li>3 町有財産の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4 町有財産(教育施設を除く。)の応急利用に関する事。</li> <li>5 その他特命事項に関する事。</li> </ol>

部名	班名 (属する課)	所掌事務
産業対策部	農林業第1班 (農政課) 農林業第2班 (農業委員会事務局)	1 農業災害に対する応急措置に関すること。 2 農業関係被災調査に関すること。 3 被災農家に対する援護対策に関すること。 4 被災地の病虫害の防疫に関すること。 5 被災地の家畜感染症予防及び防疫に関すること。 6 飼料の確保に関すること。 7 林野火災対策計画に関すること。 8 林野火災の被害調査に関すること。 9 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。 10 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること。 11 その他特命事項に関すること。
	産業土木班 (土地改良課)	1 土地改良施設の災害調査に関すること。 2 土地改良施設の応急措置に関すること。 3 土地改良施設の災害復旧に関すること(排水路愛護組合の管理する排水路を含む)。 4 その他特命事項に関すること。
	商工観光班 (商工観光課)	1 災害における商工業及び観光事業関係機関との連絡調整に関すること。 2 被災商工企業の被災調査及び復旧対策に関すること。 3 被災商工企業の金融相談及び応急対策に関すること。 4 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。 5 観光事業関係の被災調査及び復旧対策に関すること。 6 入込客対策に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	産業連携班 (産業連携課) (ふれあい交流館)	1 産業間との連絡体制の整備に関すること。 2 地場製品の消費流通対策及び販売促進に関すること。 3 ふれあい交流館・特産センター利用者の安全確保等に係わる体制整備に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

部名	班名 (属する課)	所掌事務
水道土木対策部	管理班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁及び河川の被災調査及び防災措置に関する事。</li> <li>2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>3 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。</li> <li>4 水防資材の備蓄及び点検に関する事。</li> <li>5 部内の他班の主管に所属しない事。</li> <li>6 災害時の土木建設用機械等の運用計画及び実施に関する事。</li> <li>7 被災地の復旧事業に関する事。</li> <li>8 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	道路班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁及び河川の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>2 市街地の浸水防止対策に関する事。</li> <li>3 応急資材の需給計画作成及び実施に関する事。</li> <li>4 応急資材等の輸送に関する事。</li> <li>5 障害物の除去に関する事。</li> <li>6 公園、緑地、街路樹等の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関する事。</li> <li>8 災害復旧工事に関する事。</li> <li>9 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	住宅班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 被災家屋等の構造的被害状況調査に関する事。(応急危険度判定等)</li> <li>3 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>4 被災家屋等の応急修理に関する事。</li> <li>5 応急救護所等の設営工事に関する事。</li> <li>6 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	上下水道班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。</li> <li>3 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4 配水調整に関する事。</li> <li>5 水源及び配水施設の管理に関する事。</li> <li>6 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。</li> <li>7 災害時の給水計画及び実施に関する事。</li> <li>8 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。</li> <li>9 給水機器の確保及び輸送に関する事。</li> <li>10 その他特命事項に関する事。</li> </ol>

部名	班名 (属する課)	所掌事務
文教対策部	教育第1班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の被災調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 教育施設の応急利用に関すること。</li> <li>3 児童生徒の安全確保及び救護に関すること。</li> <li>4 災害時の応急教育に関すること。</li> <li>5 災害時の学校給食に関すること。</li> <li>6 教科書及び学用品の調達及び支給に関すること。</li> <li>7 教職員の動員に関すること。</li> <li>8 被災者及び災害応急対策従事者の炊き出しに関すること。</li> <li>9 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
	教育第2班 (生涯学習課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被災調査、状況報告及び応急対策に関すること。</li> <li>2 社会教育施設の応急利用に関すること。</li> <li>3 社会教育関係団体の応援及び協力要請に関すること。</li> <li>4 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
	教育第3班 (文化センター) (図書館)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化センター利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。</li> <li>2 図書館利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。</li> <li>3 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
	教育第4班 (スポーツ課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合体育館及び武道館利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。</li> <li>2 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
支援部1	支援第1班 (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部班への緊急支援に関すること。</li> <li>2 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
	支援第2班 (監査委員事務局)	
支援部2	支援第3班 (出納室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部班への緊急支援に関すること。</li> <li>2 その他特命事項に関すること。</li> </ol>

※資料編4-2：音更町災害対策本部業務分担

5 警戒体制及び非常配備体制

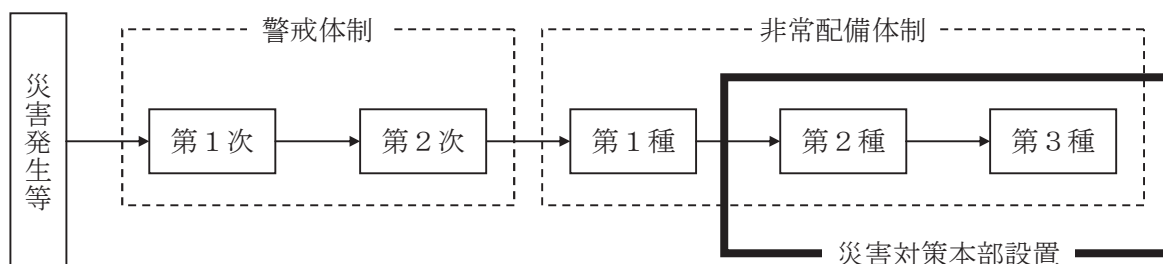
本町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、警戒体制又は非常配備体制を指令する。

(1) 体制の区分

体制の区分は、次のとおりとする。また、配備基準、配備体制及び活動内容は、別表3（資料編4-7）のとおりである。

※資料編4-7：音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制

【体制の区分】



(2) 職員の動員計画

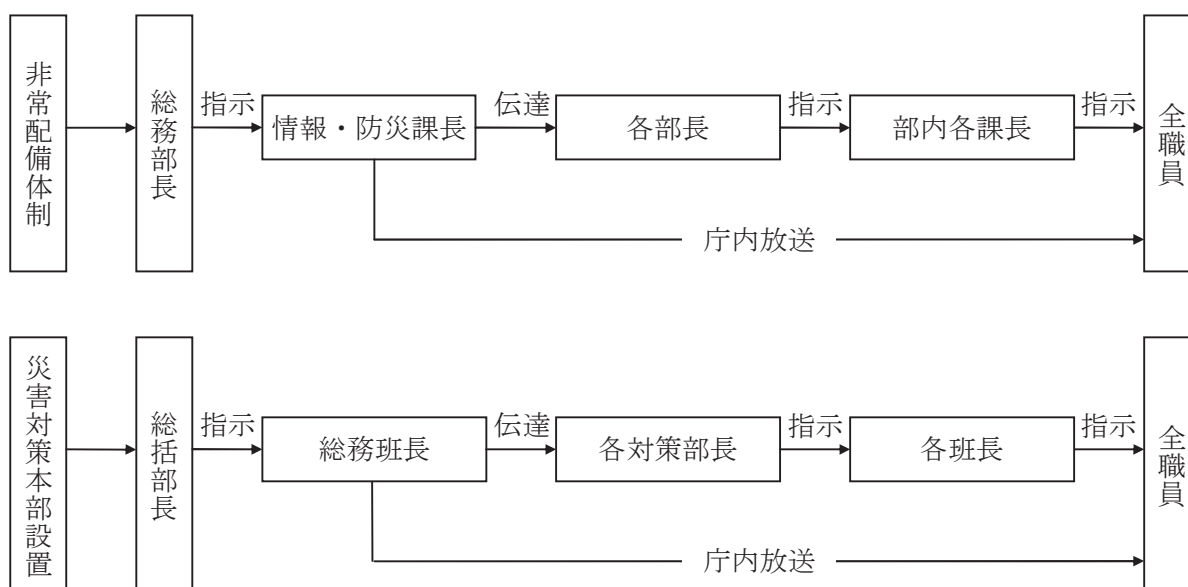
災害が発生し、又は発生が予想される場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための職員の動員計画である。

ア 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(ア) 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

- ① 非常配備体制が指令された場合又は本部を設置した場合は、情報・防災課長は、町長（本部長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに、庁内放送などにより職員に通知する。
- ② 各部長は、直ちに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

【非常配備等伝達系統】



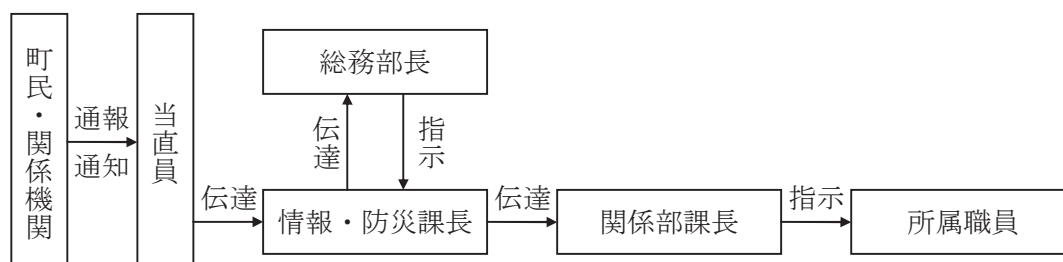
(イ) 閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

① 当直員等による非常伝達

当直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、情報・防災課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

【当直員等による伝達系統】



② 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

イ 職員の非常登庁

(ア) 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

(イ) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合においては、各所属長又は各班長は、必要に応じ、総務部長に参集状況を報告するものとする。

(別表3)

区分	【第1次警戒体制】
配備基準	気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備体制	情報・防災課が情報収集及び連絡にあたる。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報・防災課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ関係部課へ状況を通知する。</li> <li>2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。</li> <li>3 総務課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。</li> </ol>
区分	【第2次警戒体制】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。</li> <li>2 今後災害が発生するおそれがあり、災害対策に備える必要があるとき。</li> </ol>
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報・防災課長は、次の部課長を招集し、部課長は必要に応じ所属職員を招集して巡視、情報収集にあたる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済部 農政課、土地改良課</li> <li>(2) 建設水道部 都市計画課、土木課、建築住宅課、上下水道課</li> <li>(3) その他関係部課</li> </ol> </li> <li>2 その他の部課長は（自宅）待機とし、状況により速やかに参集できる体制とする。</li> </ol>
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報・防災課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。</li> <li>2 情報・防災課長は、関係部課と情報収集、情報提供、活動状況等についての情報連絡にあたる。</li> <li>3 各部課長は、情報・防災課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時、所属職員に対し必要な指示をする。</li> <li>4 総務課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。</li> </ol>

※資料編4-7：音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。</li> <li>2 今後更に被害が拡大するおそれがあるとき。</li> </ol>
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2次警戒体制に係る部課長は必要な所属職員を招集する。</li> <li>2 状況に応じ、その他の部課長を招集する。</li> <li>3 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備体制に移行できる体制とする。</li> </ol>
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。</li> <li>2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を情報・防災課長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 初期の災害対策活動にあたる。</li> <li>(2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。</li> <li>(3) 災害対策に係る協力機関及び町民との連絡を密にし、協力体制を強化する。</li> </ol> </li> <li>3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。</li> </ol>
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。</li> <li>2 本部長は、各対策部所属の必要な職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。</li> <li>3 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備体制に移行できる体制とし、その他の職員は（自宅）待機とする。</li> </ol>
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各対策部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。</li> <li>2 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるよう所要の人員を非常配備させる。</li> <li>(2) 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。</li> </ol> </li> </ol>
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。</li> <li>2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。</li> </ol>
活動内容	各対策部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。



### 第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足が生じた場合は、町長は、各住民組織等に対し、次の協力を求めるものとする。

#### 1 協力要請事項

各住民組織等に対し協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (2) 避難所内での手伝い及び被災者の世話
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送
- (5) その他救援活動に必要で町長が協力を求めた事項